

東京PCB廃棄物処理施設新築工事の競争参加資格(予定)について

東京PCB廃棄物処理施設新築工事は、次に掲げる工事範囲とし、下記の競争参加資格とすることを予定しています。

建築工事(管理・処理棟：鉄骨造5階建 延床面積約37,000㎡)

建築電気設備工事(特別高圧受変電20,000kVA含む)

給排水衛生空調設備工事

搬送設備工事

外部工作物の一部工事

記

競争参加資格(予定)

競争参加申請書の提出期限において、次の(1)に掲げる条件を全て満たしている者を代表者とし、かつ(2)の構成要件を満たしている異工種の者により結成された特定建設工事共同企業体(以下「異工種JV」という。)又は(2)(1)の特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)若しくは(1)の条件を全て満たしている単体企業(以下「単体有資格者」という。)であること。

(1) 異工種JVの代表者の条件

環境事業団工事等請負業者選定事務処理要領(昭和57年公害防止事業団達第2号)第2条第1項各号の規定に該当しない者であること。

環境事業団から「平成15・16年度一般競争(指名競争)参加資格」の認定を受けていること(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続申立がなされている者については、手続開始の決定後、環境事業団が別に定める手続に基づく再認定を受けていること。)

の認定に係る平成15・16年度一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に記載された「建築工事」の客観点数が1,200点以上である者であること。

会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続申立がなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

競争参加申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、環境事業団から、環境事業団指名停止措置要領(平成6年環境事業団達第6号、以下「指名停止措置要領」

という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

「建築工事」に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。ただし、発注工事と同種又は類似の工事について相当な施工実績を有しており、円滑かつ確実な施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これと同等として取り扱うことができるものとする。

本工事に係る設計業務の請負者等又は当該請負者等と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

平成6年度以降に、次のいずれかの要件を満たす工事(以下「同種又は類似工事」という。)の施工実績を有する者であること。

[同種工事] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく施設設置許可を受けたPCB廃棄物処理施設建築工事

[類似工事] 公共事業又はPFI事業として発注された日当たり処理量100t以上のごみ処理施設(焼却施設に限る。)建築工事(工事が完了しているものに限る。)

次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者であること。

(ロ) に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること。

(ハ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

本工事の競争に参加する他の異工種JV又は特定JVの構成員若しくは単体有資格者でないこと。

(2) 異工種JVの構成要件

異工種JVの場合は、次の条件を満たす者により構成し、自主結成とする。なお、異工種JVの代表者が(ロ)又は(ハ)に掲げる構成要件を満足する者を下請として使用することにより構成員としないことも可とする。

(イ) 建築工事担当構成員：上記(1)の条件を満たす者又は上記(1)の条件を満たす者を代表者とする特定JV。

特定JVで参加する場合は、構成員を2又は3者とし、代表者は最大の施工能力を有する者であり、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。代表者以外の構成員は、環境事業団の一般競争(指名競争)参加資格認定に係る平成15・16年度一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に記載された「建築工事」の客観点数が1,100点以上である者であること。なお、特定JVの各構成員の出資比率は均等割の6/10以上であること。

(ロ) 建築電気設備工事担当構成員：環境事業団の平成15・16年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請時において電気設備工事の請負工事比率が年間平均完工高の50%以上の者であつて、環境事業団の一般競争(指名競争)参加資格認定に係る平成15・16年度一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に記載された「電気設備工事」の客観点数が1,100点以上である者であること。

(ハ) 給排水衛生空調設備工事担当構成員：環境事業団の平成15・16年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時において管工事の請負工事比率が年間平均完工高の50%以上の者であって、環境事業団の一般競争（指名競争）参加資格認定に係る平成15・16年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に記載された「管工事」の客観点数が1,050点以上である者であること。

の(イ)の特定JVの場合の代表者以外の構成員、(ロ)及び(ハ)の構成員にあつては、(1)の 、 、 から 及び に規定する条件を満たす者でなければならない。ただし、 の(ロ)及び(ハ)の構成員にあつては、(1)の に規定する「建築工事」を「電気設備工事」又は「管工事」にそれぞれ読み換えるものとする。